

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 甲州市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中央市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000、一部地図情報レベル500））
- 二 測量の地域 中央市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山中湖村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山中湖村全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 鳴沢村の一部
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年一月三十一日まで

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

令和五年十一月二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

- 1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
 - (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
 - (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合
- 二 指示の区域 山梨県内の公共用水面
- 三 指示の期間 令和五年十一月十七日から令和七年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年十一月二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共水面

三 指示の期間 令和五年十一月十七日から令和七年十一月十六日まで